

船舶事故調査（遊漁船成翔丸釣り客負傷）について
（経過報告）

令和6年4月25日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和5年5月7日、沖縄県南城市久高島南方沖において発生した船舶事故（遊漁船成翔丸釣り客負傷）について、令和5年5月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報を基に、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本事故の責任を問うために行うものではない。

1. 船舶事故の概要

遊漁船成翔丸（以下「本船」という。）は、船長が1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、沖縄県南城市久高島南方沖を南南東進中、船首部が上下動した際に船首部にいた釣り客2人が負傷した。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和5年5月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。なお、令和5年6月6日、主管調査官を船舶事故調査官に交代し、1人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに、現場調査、関係者からの口述聴取、気象及び海象に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1） 事故の経過

本船は、船長1人が乗り組み、釣り客10人を乗せ、令和5年5月7日05時50分ごろ、南城市海野漁港を出港し、久高島南方戸沖を南南東進中、船首部が上下動した際に船首部にいた釣り客2人が負傷した。



写真 本船

(2) 死傷者

重傷2人（釣り客2人）

(3) 船舶の損傷等

なし

(4) 気象・海象等

気象：天気 曇り、風向 南、風速 約10m/s

海象：うねり 波向 南、波高 約1.5～2.0m、潮汐 上げ潮の末期

4. 今後の調査

本事故の原因及び本事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に、更なる事実確認及び分析のほか、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえ、引き続き本事故の原因等調査を進める。